

介護保険住宅改修費支給のご案内

介護保険住宅改修制度は、要介護・要支援認定を受けた方が利用できる、介護保険在宅サービスのひとつです。

●対象者

工事着工日が要介護および要支援認定の有効期間内にあり、住所地において住宅改修が必要な方

●対象種目および限度額

改修の内容	支給額	自己負担額
① 段差の解消(スロープの設置、浴室の床のかさ上げ(浴槽の取替を含む))	14万円～	2万円～
② 便器の洋式化		
③ 床材の変更(滑るにくい床材への変更)	18万円	6万円
④ 扉の変更(開き戸から引き戸への変更)		
⑤ 手すりの取付		

※支給対象となる工事費の上限額は20万円です。

※支給額、自己負担額は自己負担割合(1割～3割)によって異なります。負担割合証をご確認ください。

※工事費が上限額を超える場合は、超える分の全額が自己負担になります。

●支給方法の種類

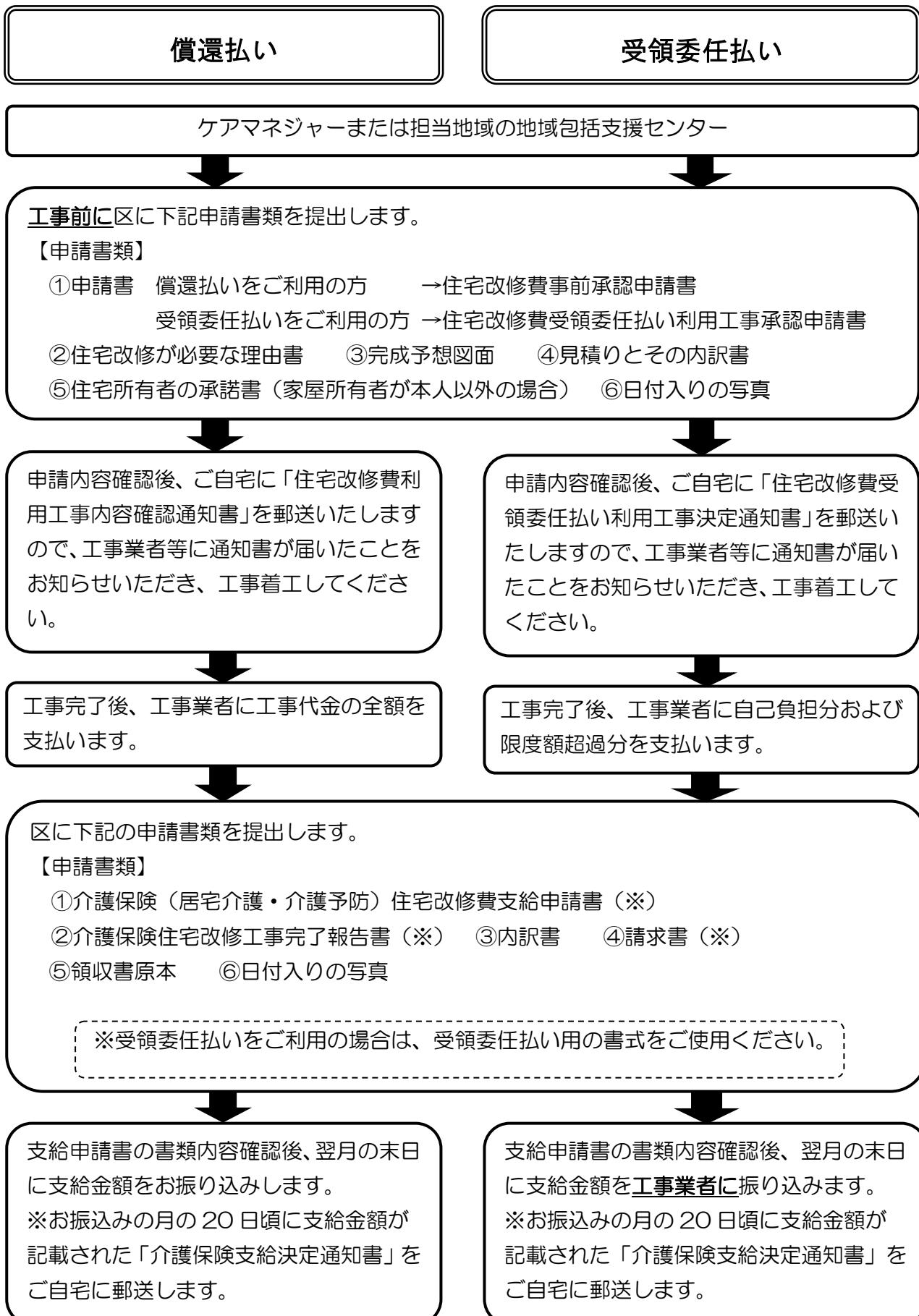
償還払い・・・工事費用の全額を工事業者に支払い、後から保険給付分の払い戻しを受ける方法です。

受領委任払い・・・工事費用の1割～3割を工事業者に支払い、区が工事業者に保険給付分を直接支払う例外的な方法です。

※区と契約している登録業者が施工する場合のみご利用できます。

※保険料に未納がある方、介護保険新規申請中の方、区分変更中の方はご利用できません。

お手続き方法(申請の流れ)



●申請書類の審査

住宅改修の書類審査は、原則毎週火曜日と金曜日の午前中に行います。提出された申請書類は確認・調査のうえ審査にかけられます。申請件数の増大により、申請件数によって審査日を振り分けることになりました。よって今までの審査日の締切りはなくなりました。審査の結果は、申請者本人あてに通知を発送いたします。工事業者の方は、必ず申請者本人に確認してください。審査結果がでてから工事計画をお立てください。

●介護保険住宅改修の支給対象外になるもの

下記の事項に該当した場合は、住宅改修費の支給がされませんのでご注意ください。

- ・工事着工前に事前申請をせず改修を行ってしまった場合
- ・老朽化のための工事
- ・便利な機能を追加するのみの工事
- ・住所地以外で行った工事

●提出書類の注意事項

申請書・・・記入漏れがないかご確認ください。

理由書・・・見積り内容と改修の内容に相違がないかご確認ください。

図面・・・平面図の他、必要に応じて立面図もご用意ください。

見積り・・・申請者の宛名で、工事業者の名称・連絡先の記載があるものをご用意ください。

内訳書・・・メーカー名、品番等詳細な内訳書を作成してください。作成の仕方についてご不明な場合は、ホームページ内に見本がありますのでご参考ください。

写真・・・写真の中に日付があるものをご用意ください。

請求書・・・申請者以外の名義にお振込みを希望する場合は、請求書の他に「委任状」が必要です。

また、申請者がお亡くなりになった場合は、請求書の他に「請求申立書」が必要です。

領収書・・・保険給付対象工事以外も含まれた金額の領収書の場合、ただし書きに内訳を記載してください。

●高齢者自立支援住宅改修給付との併用

高齢者自立支援住宅改修給付は、65歳以上の要介護・要支援認定を受けた方を対象とした区独自の住宅改修給付制度です。介護保険住宅改修で浴槽の取替工事および便器等の洋式化工事を行う場合、併用して給付を受けることができます。併用する場合は、介護保険住宅改修申請書一式と自立支援住宅改修申請書一式を併せてご提出ください。

給付内容の詳細は「高齢者自立支援住宅改修設備給付のご案内」をご覧ください。

http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/koreisha/jutaku/setsubi_kaishu.html

※高齢者自立支援住宅改修給付事業をご利用の場合の施工業者は、練馬区協定事業者の中からお選びください。

【 地域包括支援センター 一覧 】

名称	所在地	電話番号	担当地域
第2育秀苑	羽沢 2-8-16	5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
桜台	桜台 2-2-4	5946-2311	桜台
豊玉	豊玉南 3-9-13	3993-1450	中村、中村南、豊玉中、豊玉南
練馬	練馬 2-24-3	5984-1706	向山、練馬
練馬区役所	豊玉北 6-12-1	5946-2544	豊玉上、豊玉北
中村橋	貫井 1-9-1	3577-8815	貫井、中村北
北町	北町 2-26-1	3937-5577	錦、北町 1~5、平和台
練馬キングス・ガーデン	早宮 2-10-22	5399-5347	氷川台、早宮
田柄	田柄 4-12-10	3825-2590	北町 6~8、田柄 1~4
練馬高松園	高松 2-9-3	3926-7871	春日町、高松 1~3
光が丘	光が丘 2-9-6	5968-4035	田柄 5、光が丘 1~5
高松	高松 6-3-24	5372-6064	高松 4~6、土支田 2・3、光が丘 6・7
第3育秀苑	土支田 1-31-5	6904-0192	旭町、土支田 1・4
練馬ゆめの木	大泉町 2-17-1	3923-0269	谷原、高野台 3~5、三原台、石神井町 2
高野台	高野台 1-7-29	5372-6300	富士見台、高野台 1・2、南田中 1~3
石神井	石神井町 3-30-26	5923-1250	石神井町 1・3~8、石神井台 1・3
フローラ石神井公園	下石神井 3-6-13	3996-0330	南田中 4・5、下石神井
第二光陽苑	関町北 5-7-22	5991-9919	石神井台 2・5~8、関町東 2、関町北 4・5
関町	関町南 4-9-28	3928-5222	関町北 1~3、関町南 2~4、立野町
上石神井	上石神井 1-6-16	3928-8621	上石神井、関町東 1、関町南 1、上石神井南町、石神井台 4
やすらぎミラージュ	大泉町 4-24-7	5905-1190	大泉町
大泉北	大泉学園町 4-21-1	3924-2006	大泉学園町 4~9
大泉学園	大泉学園町 2-20-21	5933-0156	大泉学園町 1~3、東大泉 1~4
南大泉	南大泉 5-26-19	3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉 5・6
大泉	東大泉 1-29-1	5387-2751	東大泉 5~7、南大泉 1~4

【事業に関するお問い合わせ】〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区介護保険課給付係

☎ 03-5984-4591 (直通)